

奈良県告示第十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により次
のとおり歳入の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和二年四月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 徴収を委託した歳入

奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）別表第一の二百四十三
の項に規定すると畜検査手数料

二 受託者の名称及び所在地

名称 奈良食肉株式会社

所在地 大和郡山市丹後庄町四七五番地の一

三 委託事務の取扱開始日

令和二年四月一日